

直方市監査委員 青 柳 剛 機
直方市監査委員 田 代 文 也

定期監査の結果について

地方自治法第 199 条第 4 項の規定に基づき、定期監査を実施したので、同条第 9 項によりその結果を公表する。

記

1 監査の対象 産業建設部 用地管理課

2 監査の期間 平成 30 年 2 月 1 日から
平成 30 年 2 月 28 日まで

3 監査の要領

今回の定期監査は、平成 29 年度(平成 29 年 12 月末日現在)における用地管理課の所管に係る財務事務等を対象に関係資料の提出を求め、職員から説明を聴取し実施した。

4 監査の結果

用地管理課は、3 係を擁し、参事 1 人、参事補 3 人、主査 5 人、再任用職員 2 人、非常勤職員 2 人の総計 13 名の職員で構成されている。

各係の主な分掌事務は、用地係では、市直轄事業に伴う用地取得及び物件の補償、普通財産の登記、課内の予算・経理及び庶務、普通財産の取得・管理・処分及び境界、財産台帳に関すること等。

管理係では、市道路線の認定、道路台帳作成及び管理、土木課所管行政財産の占用及び管理、土木課所管行政財産及び法定外公共物の境界立会、特定鉱害復旧事業に関すること等。

地籍調査係では、地籍調査に関すること等これらの事務事業を執行されている。

(1) 予算の執行状況等

歳入は、予算現額 1 億 279 万 7,000 円に対し調定額 7,803 万 8,107 円で、収入済額は 4,382 万 147 円となっている。

予算現額に対する収入済額の比率は 42.63%、調定額に対する収入済額の比率は 56.15%である。

予算現額に対する収入済額の比率が低いのは、財産収入の不動産売払収入で土地建物売払収入の市有財産売払収入、諸収入の雑入で市有財産売払代金利息、県支出金の土木費県補助金で、都市計画費補助金の国土調査事業費補助金等が未収入のためであり、年度内には収入される予定である。

歳出は、予算現額 4,330 万 3,000 円に対し支出済額 264 万 7,809 円で、執行率は 6.11%となっている。執行率が低いのは、道路橋りょう費で道路橋りょう総務費の道路現況平面図補正委託料、都市計画費で国土調査費の地積調査業務委託料等が未執行のためである。

用地管理課が、平成 29 年 4 月 1 日から平成 29 年 12 月末日までの間に実施した主な事務事業の概要は、次のとおりである。

歳入では、使用料及び手数料で、農林水産業使用料のため池用水路使用料 163 万 5,162 円、土木使用料の道路占用料 3,684 万 6,713 円、下水路占用料 105 万 4,126 円、財産収入で、財産貸付収入の市有財産貸付料 104 万 6,053 円、不動産売払収入の市有財産売払収入 293 万 6,263 円等が収入されている。

なお、それぞれの最近 3 カ年の使用料の収入状況は、次表のとおりである。

道路橋りょう使用料

(単位：円・%)

| 区 分 | | 調 定 額 | 収入済額 | 不納欠損額 | 収入未済額 | 収入率 |
|-------|------|------------|------------|-------|-------|--------|
| 年 度 | | | | | | |
| 29 年度 | 現年度分 | 35,436,479 | 35,435,513 | 0 | 966 | 100.00 |
| | 過年度分 | 1,411,200 | 1,411,200 | 0 | 0 | 100.00 |
| | 計 | 36,847,679 | 36,846,713 | 0 | 966 | 100.00 |
| 28 年度 | 現年度分 | 34,659,661 | 34,659,661 | 0 | 0 | 100.00 |
| | 過年度分 | 0 | 0 | 0 | 0 | — |
| | 計 | 34,659,661 | 34,659,661 | 0 | 0 | 100.00 |
| 27 年度 | 現年度分 | 34,201,096 | 34,201,096 | 0 | 0 | 100.00 |
| | 過年度分 | 41,804 | 40,460 | 0 | 1,344 | 96.78 |
| | 計 | 34,242,900 | 34,241,556 | 0 | 1,344 | 99.99 |

※平成 29 年 12 月末日現在

下水路使用料

(単位：円・%)

| 年 度 | | 区 分 | 調 定 額 | 収入済額 | 不納欠損額 | 収入未済額 | 収入率 |
|-------|------|-----|-----------|-----------|-------|-------|--------|
| 29 年度 | 現年度分 | | 1,054,126 | 1,054,126 | 0 | 0 | 100.00 |
| | 過年度分 | | 0 | 0 | 0 | 0 | — |
| | 計 | | 1,054,126 | 1,054,126 | 0 | 0 | 100.00 |
| 28 年度 | 現年度分 | | 1,082,578 | 1,082,578 | 0 | 0 | 100.00 |
| | 過年度分 | | 14,240 | 14,240 | 0 | 0 | 100.00 |
| | 計 | | 1,096,818 | 1,096,818 | 0 | 0 | 100.00 |
| 27 年度 | 現年度分 | | 1,086,419 | 1,086,419 | 0 | 0 | 100.00 |
| | 過年度分 | | 41,804 | 41,399 | 0 | 405 | 99.03 |
| | 計 | | 1,128,223 | 1,127,818 | 0 | 405 | 99.96 |

※平成 29 年 12 月末日現在

農業使用料

(単位：円・%)

| 年 度 | | 区 分 | 調 定 額 | 収入済額 | 不納欠損額 | 収入未済額 | 収入率 |
|-------|------|-----|-----------|-----------|-------|-------|--------|
| 29 年度 | 現年度分 | | 1,637,430 | 1,635,162 | 0 | 2,268 | 99.86 |
| | 過年度分 | | 0 | 0 | 0 | 0 | — |
| | 計 | | 1,637,430 | 1,635,162 | 0 | 2,268 | 99.86 |
| 28 年度 | 現年度分 | | 1,633,669 | 1,633,669 | 0 | 0 | 100.00 |
| | 過年度分 | | 0 | 0 | 0 | 0 | — |
| | 計 | | 1,633,669 | 1,633,669 | 0 | 0 | 100.00 |
| 27 年度 | 現年度分 | | 1,645,083 | 1,645,083 | 0 | 0 | 100.00 |
| | 過年度分 | | 26,676 | 25,596 | 0 | 1,080 | 95.95 |
| | 計 | | 1,671,759 | 1,670,679 | 0 | 1,080 | 99.94 |

※平成 29 年 12 月末日現在

その他の歳入として、雑入で特定鉱害復旧申出取り次ぎに係る謝金等 30 万 1,830 円が収入されている。

歳出の主なものは、土木管理費では土木総務費の需用費で、市有土地内修繕工事等 99 万 8,083 円等が支出されている。

都市計画費では、国土調査費の報償費で地籍調査立会推進委員報償費 32 万円、役務費で保険料 15 万 7,720 円、使用料及び賃借料で地積調査支援システム借上料 17 万 592 円等が支出されている。

(2) 経理事務の手続き等

経理事務については、支出負担行為票、その他関係諸帳簿等照合検査の結果、いずれも符合していた。また、備品については、台帳と一致し概ね良好に管理されていた。

(3) 指摘事項について

次のような取り扱いが見受けられたので、適正に処理されたい。

| 指摘項目 | 指摘の内容 | 指摘の根拠 | 監査委員意見 |
|----------|---|---|---|
| 文書事務について | 固定資産税仮評価額の算出についての発送した文書に対する回答文書の受付処理を行っていないものが見受けられた。 | 直方市文書規程第11条第1号 文書を受領したときは、速やかに受付印を押印し、文書整理票に記載する。 | 回答を受け取った時は、受付印を押印の上、発送した文書と同文書番号を付して処理状況欄に記載するなど適正な処理をされたい。 |

以上が、産業建設部用地管理課の定期監査の結果である。

用地管理課は、道路法、河川法、不動産登記法、借地借家法、土地収用法、公有地拡大推進法、国土調査法、租税特別措置法、国有財産法その他関係法令に基づき事務事業を執行されている。

当課で維持管理する普通財産の土地は、急傾斜地や狭小地等が多いため売却が難しく、更に高齢化により近隣住民による草刈等の協力も減少してきており、毎年、草刈りや樹木伐採等の費用が嵩んできている状況である。また、道路橋りょうや下水路等行政財産の占用料の収入状況は、職員の努力により、近年では 100%の収入率を上げているが、納入者からの納入方法拡充の要望があり、現在検討を進めている。地籍調査については、平成 28 年度より再開となったが、登記名義人の死亡や所在地の変更に伴い追跡が困難な場合、権利者が多数で調査が長期に及ぶ場合など、対応に苦慮されている。

用地管理課の担当する業務は、普通財産の管理、市道等行政財産の管理、市事業の推進に伴う用地買収を始め市有地や市道の管理、境界協議等、土地に関する業務を集約して管理することが主であり、事業を進める中で、多くの苦労があると思われるが、今後とも適正な事務事業の遂行に努められるよう切に望むものである。